

令和5年第1回 唐津市農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和5年1月6日(金) 午後2時～午後4時
2. 開催場所 唐津市文化体育館 2階会議室
3. 出席委員

1 番 山崎正廣	2 番 脇山久利	3 番 袈裟丸一彦
4 番 脇山祐治	5 番 宮原敏久	6 番 山添 明
7 番 川添哲也	8 番 三塩政廣	9 番 内山敏彦
1 1 番 井上順一	1 2 番 伊藤富幸	1 3 番 石川利恵
1 4 番 峯 政敬	1 5 番 松本耕一	1 6 番 峯 直子
1 7 番 吉田 哲	1 9 番 阿部 太	
4. 欠席委員

1 8 番 宮崎隆広

5. 議事日程
 - ・議事録署名委員の指名
 - ・議案第1号
農地法第5条の規定による許可に係る事業計画変更承認申請について
 - ・議案第2号
農地法第5条の規定による許可申請について
 - ・議案第3号
農地法第4条の規定による許可申請について
 - ・議案第4号
農地法第3条の規定による許可申請について
 - ・議案第5号
農業経営基盤強化促進事業による農用地利用集積計画の作成要請について
 - ・議案第6号
農業経営基盤強化促進事業による農用地利用集積計画（集積計画一括方式）の決定について

6. 農業委員会事務局職員

事務局長	平田 俊夫
農地係長	中田 賢治
農地係主査	橋本 賢明
農地係副主査	槻木 昇平
振興係長	田中 恭子
振興係主査	山崎 友美
振興係職員	吉本 彰也
浜玉分室職員	前田 美穂
相知分室係長	富田 浩之
肥前分室職員	柴田 大地
鎮西分室職員	佐々木 貴浩
七山分室係長	阿賀野 忠司

7. 審議の内容

事務局長	それでは、ただいまより第1回唐津市農業委員会総会を始めたいと思います。皆様ご起立をお願いいたします。一同、礼。ご着席ください。本日の総会に、議席番号18番宮崎隆広委員から会長宛てに欠席届が提出されています。本日の出席委員は、17名でございます。定足数に達しておりますので、本日の総会は成立いたします。それでは会長から挨拶をお願いいたします。
山崎正廣会長 (議長)	(会長の挨拶) それでは、ただいまより令和5年第1回唐津市農業委員会総会を開会いたします。なお、本日の議事録署名人に、議席番号13番石川利恵委員、議席番号14番峯政敬委員を指名いたします。事務局長に諸般の報告をさせます。
事務局長	それでは本日の付議事項を朗読いたします。議案第1号農地法第5条の規定による許可に係る事業計画変更承認申請について1件、議案第2号農地法第5条の規定による許可申請について13件、議案第3号農地法第4条の規定による許可申請について1件、議案第4号農地法第3条の規定による許可申請について8件、議案第5号農業経営基盤強化促進事業による農用地利用集積計画の作成要請について13件、議案第6号農業経営基盤強化促進事業による農用地利用集積計画(集積計画一括方式)の決定について11件、計47件でございます。以上、ご審議ご決定賜りますようお願いいたします。なお、個人情報保護の観点から、申請者の住所、

氏名、申請農地の所在等の朗読は省略いたしますので、詳細につきましては議案集をご覧くださいと思います。また、農地転用の案件で、立地基準と許可基準は、農地転用許可基準表の番号のみを申し上げますので、内容については一覧表でご確認いただきたいと思います。

議長 ただいま報告のとおり、今回の付議事項は、議案第1号から第6号までの6議案47件でございます。なお、傍聴の方は、自分の関係分が済めば随时お帰りになられて結構でございます。前もってお知らせをしておきます。それではこれより審議を行います。議案集1ページ議案第1号農地法第5条の規定による許可に係る事業計画変更承認申請について整理番号1番を議題とします。それでは事務局に概要を説明させます。

農地係長 整理番号1番について説明します。上段に記載しておりますのが変更前、下段に記載しておりますのが変更後です。申請者の住所、氏名および申請地の所在については、議案書記載のとおりです。地目は畑1筆、面積は432平方メートルです。現況は、雑種地になっております。この案件は、平成23年〇月〇〇日付けで一般住宅での転用許可を受けておりましたが、諸事情により建築を断念されており、用地を別の用途、一部駐車場に利用しておられたため、指導の結果、計画変更申請を行なうものです。施設の概要は、議案書記載のとおりです。申請地の位置等については、資料図の1ページから2ページをご覧ください。隣接地の地目などについては、

3 ページの字図をご覧ください。土地利用計画は、4 ページのとおりです。

許可基準ですが、一般基準としまして、転用については変更の手続きが必要なことを知らずに転用を断念されていて、一部を駐車場用地にされており、そのことに対しての始末書が提出されています。

行政関係の手続きについて、変更に伴う手続きは特にありません。変更点としましては、事業者は一般住宅を計画されていましたが、諸事情により計画を断念され、取得した当地の利用を模索したままで一部を駐車場に利用されていたため、今回農業委員会のほうからの指導により計画変更するものとなっております。排水について、雨水のみで自然地下浸透させる計画です。この中で、備考に計画変更後の事業資金等が出ておりませんが、〇〇〇〇〇から聞いたところ、必要な分はもう自前で揃えてするため、特に事業費がかからないようにしたいということは聞いております。

立地基準ですが、第3種農地の該当事項8番に該当します。許可の基準は1番となっており、前回と変わりません。

整理番号1番について説明を終わります。

議長

地区担当の東部調査会より補足説明があればお願いします。

脇山祐治委員

はい。4番脇山です。2ページの案内図を見てもらえるとわかるように、東側には〇〇〇〇〇〇、北側には〇〇〇〇〇〇が通っている所、周りにはアパート、一般住宅が立ち並んで

いる所にあります。事務局でも詳しく説明がありましたとおり、１０年前に住宅を建てるということで転用申請されておりましたが、事情により断念されたということです。引き続き貸駐車場ということで今回計画変更の申請がなされておる次第です。４日の日に東部調査会で現地を確認いたしました。別段問題ないということで、皆様の審議をよろしく願います。

議長 ほかに質疑や異議はございませんか。（伊藤委員「はい。」）
はい。伊藤委員。

伊藤富幸委員 １２番の伊藤です。１０年ほど経つとというようなことを聞いておりますけれども、この１０年間でその進捗状況、要するに住宅を建てますよと申請を行なった。しかし１０年経っても建ってないと。その間に何かそういう進捗状況の報告はあっておりましたかね。

農地係長 はい。前回もちょっと同じような案件があったんですけど、これがですね、県のほうにずっと報告が行ってまして、今までも追跡調査とかしてたかと思うんですけど、そのままにずっとなっていたものですから、私が事務局に戻って来てから後、洗い出して全部見に行ってますね、指導をしていったところでございます。そのままにしていたら、ずっと県に残るものですから、ですので、その点でご理解いただければと思います。指導をしていった結果ということになっております。

議長 はい。伊藤委員。

伊藤富幸委員 これさ、もう前回もその前もこういう変更というのが必ず

最初に出てきておりますよね。で、前回にお話あったように、例えば住宅をしますよと、それを今度は人に売ったと、そして別のとができたという事例がありますよね。そういうやつについてさ、逆に言えば土地転がしでもないけれども、そういうふうな感じでも取れんとも限らんわけですよ。あまりにもこの申請と、あと今度は何年か経って変更申請といったようなことは、やはりもう少し農業委員会の方で厳しくやっぱりそのへんは指導すべきじゃなかかなと思います。以上です。

農地係長 すみません。許可書を渡す時点では報告とかありますということは伝えております。建売分譲住宅とかそのへんの案件はですね、必ず毎年追跡調査があるんですけど、それ以外の分がなかなか今まであっていませんでしたので、今後は定期的に進捗状況を見て、指導していきたいと思います。よろしくお願いします。

議長 ただいまの回答でよろしいですか。（伊藤委員「はい。」）はい。伊藤委員。

伊藤富幸委員 いや、進捗状況があったて？

農地係長 進捗状況報告というのはですね、建売分譲住宅とか、個別の住宅じゃない分は、報告義務があるものですから、それは毎年出しているんですよ。出てきた分はですね。それ以外の分がちょっとなかなかできとらんやったけんですね。

伊藤富幸委員 うん。進捗状況が出てくれば、それに対して申請のとおり期間内に完了しなければ、農業委員会はそれに対して指導

せにやいかんごてなつとるわけでしょ。様式の中にちゃんと一番右のほうにあるはずですよ。

農地係長

許可書の裏のほうにですね、ついてるとですよ。何か月後に報告しなさいというとは書いてあります。ただ、なかなかそれをですね、申請者の方がたつてもうて地目を変えたら、もう関係なかって思つたらす人もおらしてですね、その点で上がってきてないところがあるとですけど、一番こういうのが質が悪かたですよ。結局しとらっさんでそのままほたつたらすけんですね。そういうのはなるべく見つけたら随時指導していきたいと思っております。ということでちょっと定期的に精査をしていこうかと思っております。

伊藤富幸委員

いや、それと関連しますけれども、登記の問題。ね。要するに地目変更になるわけですよ。その場合の登記はどういうふうなかたちで、これ一応完了した後に登記は必ずせろていうようなことになっておりますよね。それしてなかとこのありますよね。そういうふうな指導はどうしておりますか。

農地係長

過去のことがわからんとですけど、完了証明を出した時にですね、地目変更登記をしてくださいということは伝えとるんですけど、その後は、本人さん達がどうさすかというのがあつてですね、行政書士さんに頼んどらっさんとかは特にそれ多かと思ひます。個人的にさしたところがですね。地目変更をする前に許可もろて自分の名義に変わったらもう後は知らんていうごたる人が多かごたるけんですね。そういうのはちょっと今後は指導していかんやいかんと思っております。

ます。ですので、極力行政書士さんに頼んでもらって、最後まで面倒を見てもらうごて指導してもらおうと、うちのほうも指導はしますがですね、委員さん達に相談のあった時には、行政書士さんになるべく頼んで最後までしてもらってくださいということを、よかったらお願いしていただけると助かります。

伊藤富幸委員

はい。わかりました。じゃあそういうことでお願いいたします。

議長

ほかに質疑や異議はございませんか。

(異議なしの声あり)

異議なしと認め、質疑を終了します。これより採決に入ります。本案について、原案どおり決することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

ありがとうございました。挙手全員、よって本案は可決をいたしました。次に議案集2ページ、議案第2号農地法第5条の規定による許可申請について、整理番号1番を議題とします。それでは事務局に概要を説明させます。

農地係長

議案書の2ページ、整理番号1番について説明します。申請者の住所、氏名および申請地の所在については、議案書記載のとおりです。地目は畑1筆、面積は386平方メートルです。現況は、荒廃地になっております。目的は、貸家住宅です。所有権移転によるものです。申請の理由および施設等の概要は、議案書記載のとおりです。申請地の位置等につい

ては、資料図の 5 ページをご覧ください。隣接地の地目などについては、6 ページの字図をご覧ください。土地利用計画は、7 ページのとおりです。

許可基準ですが、一般基準としまして、転用の確実性について、事業費は全額自己資金で、金融機関の預金残高証明書が添付されています。転用については、令和 5 年 3 月に着手する計画です。

行政関係の手続きについて、埋蔵文化財発掘、下水道工事関連の協議がなされています。隣接農地等への影響ですが、最大 20 センチメートルの盛土を行い、整地し、西側はセツトバックを施し、その他の周囲にはコンクリートブロックを新設、西側道路より出入口とする計画です。排水について、雨水は新設排水設備を介して北側の水路へ流し、汚水も新設の排水設備を介して北側道路の公共下水道へ接続放流させる計画です。

隣接農地所有者からは異議なし、生産組合長および区長から条件付き同意の意見書が添付されています。なお、条件につきましては、転用履行に際し、被害防止の確約書が提出されています。

立地基準ですが、第 2 種農地の該当事項 6 番に該当します。許可の基準は 1 番となっており、土地の選定理由書が添付されています。

整理番号 1 番について説明を終わります。

議長

地区担当の東部調査会より補足説明があればお願いしま

す。

脇山久利委員

はい。2番の脇山です。今事務局から説明していただきまして、場所はちょうど〇〇の〇〇〇〇〇の、ちょっと横なんですけど、奥に入って、〇年ほど前まで畑をしてあったんですけど、(転用事情の詳細) …ということで、今回こういう計画になっております。4日の日に東部調査会で現地を確認していただきまして、〇が生えて、もうこれはということで、皆さんも問題ないだろうということで、皆様の審議のほどよろしくをお願いします。

議長

ほかに質疑や異議はございませんか。

(異議なしの声あり)

異議なしと認め、質疑を終了します。これより採決に入ります。本案について、原案どおり決することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

ありがとうございました。挙手全員、よって本案は可決をいたしました。次に議案集2ページ、整理番号2番を議題とします。それでは事務局に概要を説明させます。

農地係長

はい。整理番号2番について説明します。申請者の住所、氏名および申請地の所在については、議案書記載のとおりです。地目は田2筆、面積は合計で466平方メートルです。現況は、休耕地になっております。目的は、貸事務所です。所有権移転によるものです。申請の理由および施設等の概要は、議案書記載のとおりです。申請地の位置等については、

資料図の 8 ページをご覧ください。隣接地の地目などについては、9 ページの字図をご覧ください。土地利用計画は、10 ページのとおりです。

許可基準ですが、一般基準としまして、転用の確実性について、事業費は全額自己資金で、金融機関の預金残高証明書が提出されています。転用については、令和 5 年 3 月に着手する計画です。

行政関係の手続きについて、道路工事施工、埋蔵文化財発掘、下水道工事関連の協議がなされています。隣接農地等への影響ですが、最大 20 センチメートルの盛土を行い、整地し、南側を除く周囲にはコンクリートブロックを新設し、南側道路より出入口とする計画です。排水について、雨水は自然地下浸透および越流分は西側水路へ放流、汚水も新設排水設備を介して南側道路の公共下水道へ接続放流させる計画です。

隣接農地所有者からは条件付き同意、生産組合長および区長から異議なしの意見書が提出されています。条件につきましては、転用履行に際し、被害防止の確約書が提出されています。

立地基準ですが、第 2 種農地の該当事項 2 番に該当します。許可の基準は 1 番となっており、土地の選定理由書が提出されています。

整理番号 2 番について説明を終わります。

議長

地区担当の東部調査会より補足説明があればお願いします

す。

脇山久利委員

はい。2番の脇山です。この現場はちょうど〇〇〇通りの
〇〇〇〇〇〇の所で、(転用事情の詳細) …ということで、今
事務局からも説明がありましたように、改めて駐車場と事務
所ということで計画されております。現地を4日の日に東部
調査会で見に行きまして、もう荒れて、草が生えて、これも
何ら問題はないということで、皆様の審議のほどをよろしく
お願いします。

議長

ほかに質疑や異議はございませんか。

(異議なしの声あり)

異議なしと認め、質疑を終了します。これより採決に入
ります。本案について、原案どおり決することに賛成の方は、
挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

ありがとうございました。挙手全員、よって本案は可決を
いたしました。次に議案集2ページ、整理番号3番を議題と
します。それでは事務局に概要を説明させます。

農地係長

はい。整理番号3番について説明します。申請者の住所、
氏名および申請地の所在については、議案書記載のとおりで
す。地目は田1筆、面積は246平方メートルです。現況は、
休耕地となっております。目的は、一般住宅です。所有権移
転によるものです。申請の理由および施設等の概要は、議案
書記載のとおりです。申請地の位置等については、資料図の
11ページをご覧ください。隣接地の地目などについては、

12ページの字図をご覧ください。土地利用計画は、13ページのとおりです。

許可基準ですが、一般基準としまして、転用の確実性について、事業費は全額自己資金で、金融機関の預金残高証明書が提出されています。転用については、令和5年3月に着手する計画です。

行政関係の手続きについて、埋蔵文化財発掘、下水道工事関連の協議がなされています。隣接農地等への影響ですが、整地程度で現状のまま利用し、南、西側はコンクリートブロックを新設、東側は既存分を利用、北側道路より出入口とする計画です。排水について、雨水は敷地内新設の排水設備を介して西側の道路側溝へ流し、汚水も新設の排水設備を介して北側道路の公共下水道へ接続放流させる計画です。

生産組合長および区長から異議なしの意見書が添付されています。

立地基準ですが、第3種農地の該当事項3番に該当します。許可の基準は1番となっております。

整理番号3番について説明を終わります。

議長 地区担当の東部調査会より補足説明があればお願いします。

脇山久利委員 はい。2番の脇山です。これも4日の日に東部調査会で調査していただきまして、ちょうど〇〇〇〇〇〇〇〇〇の南側の真下ですね。もう周りは住宅街で、ここ1件だけ残っているというような、何ら問題もないということで、皆様の審議のほ

	どをよろしく願います。
議長	ほかに質疑や異議はございませんか。 (異議なしの声あり) 異議なしと認め、質疑を終了します。これより採決に入ります。本案について、原案どおり決することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。 (挙手全員) ありがとうございました。挙手全員、よって本案は可決をいたしました。次に議案集 3 ページ、整理番号 4 番を議題とします。それでは事務局に概要を説明させます。
農地係長	はい。議案書の 3 ページ、整理番号 4 番について説明します。申請者の住所、氏名および申請地の所在については、議案書記載のとおりです。地目は田 1 筆、面積は 1, 4 7 1 平方メートルのうち 5 2 0. 5 0 平方メートルです。現況は、雑種地となっております。目的は駐車場、一時転用です。賃借権設定によるものです。申請の理由および施設等の概要は、議案書記載のとおりです。申請地の位置等については、資料図の 1 4 ページをご覧ください。隣接地の地目などについては、1 5 ページの字図をご覧ください。土地利用計画は、1 6 ページのとおりです。 許可基準ですが、一般基準としまして、転用の確実性について、事業費は全額自己資金で、金融機関の預金残高証明書が提出されています。転用については、令和 5 年 3 月に着手する計画です。

行政関係の手続きについて、道路占用許可申請、法定外公物（水路）占用許可申請、下水道工事関連の協議がなされています。隣接農地等への影響ですが、現状のまま利用で、西側道路より出入口とする計画です。排水について、雨水のみで自然地下浸透および越流分は西側道路側溝へ流す計画です。

生産組合長および区長から条件付き同意の意見書が添付されています。なお、条件につきましては、転用履行に際し、被害防止について、区と事業者の覚書が提出されています。

立地基準ですが、第3種農地の該当事項3番に該当します。
許可の基準は1番となっております。

整理番号4番について説明を終わります。

議長 地区担当の東部調査会より補足説明があればお願いします。

脇山祐治委員	はい。４番脇山です。場所的には、〇〇〇〇〇〇〇の〇〇 〇〇〇〇近くになります。（転用事情の詳細）…ということで 申請がなされております。４日の日に東部調査会で現地を見 てもらいました。問題ないということで、皆様の審議よろし くお願いします。
--------	--

議長 ほかに質疑や異議はございませんか。

(異議なしの声あり)

異議なしと認め、質疑を終了します。これより採決に入ります。本案について、原案どおり決することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

ありがとうございました。挙手全員、よって本案は可決をいたしました。次に議案集３ページ、整理番号５番を議題とします。それでは事務局に概要を説明させます。

農地係長

はい。整理番号５番について説明します。申請者の住所、氏名および申請地の所在については、議案書記載のとおりです。地目は畑１筆、面積は３９５平方メートルです。現況は、休耕地になっております。目的は、住宅展示場です。所有権移転によるものです。申請の理由および施設等の概要は、議案書記載のとおりです。申請地の位置等については、資料図の１７ページをご覧ください。隣接地の地目などについては１８ページの字図をご覧ください。土地利用計画は、１９ページのとおりです。

許可基準ですが、一般基準としまして、転用の確実性について、事業費は全額自己資金で、金融機関の預金残高証明書が添付されています。転用については令和５年３月に着手する計画です。

行政関係の手続きについて、道路工事施工、埋蔵文化財発掘、下水道工事関連の協議がなされています。隣接農地等への影響について、最大２０センチメートルの盛土および切土を施して整地し、北側を除く周囲にはコンクリートブロックを新設、北側道路には側溝を新設して出入口とする計画です。排水について、雨水のみで自然地下浸透させる計画です。なお、展示場のため、排水設備は設置しないとのことでござい

ます。

隣接農地所有者、生産組合長および区長から異議なしの意見書が添付されています。

立地基準ですが、第2種農地の該当事項6番に該当します。許可の基準は1番となっており、土地の選定理由書が提出されています。

整理番号5番について説明を終わります。

議長 地区担当の東部調査会より補足説明があればお願いします。

脇山祐治委員 はい。4番脇山です。場所は、〇〇〇の〇〇〇〇〇の南側になります。地目は畑で、ちょっと小高い傾斜のついた畑になります。4日の日に東部調査会で現地を見てもらいました。展示場ということで何ら問題はないということで、皆様のご審議をよろしくお願いします。

議長 ほかに質疑や異議はございませんか。

(異議なしの声あり)

異議なしと認め、質疑を終了します。これより採決に入ります。本案について、原案どおり決することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

ありがとうございました。挙手全員、よって本案は可決をいたしました。次に議案集3ページ、整理番号6番を議題とします。それでは事務局に概要を説明させます。

農地係長 はい。整理番号6番について説明します。申請者の住所、

氏名および申請地の所在については、議案書記載のとおりです。地目は畑1筆、面積は230平方メートルです。現況は、休耕地となっております。目的は、一般住宅です。使用貸借権設定によるものです。申請の理由および施設等の概要は、議案書記載のとおりです。申請地の位置等については、資料図の20ページをご覧ください。隣接地の地目などについては、21ページの字図をご覧ください。土地利用計画は、22ページのとおりです。

許可基準ですが、一般基準としまして、転用の確実性について、事業費は全額借入金で、金融機関の融資事前審査結果通知書が提出されています。転用については、許可後、速やかに着手する計画です。

行政関係の手続きについて、埋蔵文化財発掘、下水道工事関連の協議がなされております。隣接農地等への影響ですが、最大30センチメートルの切土を行い、整地し、周囲は既存コンクリートブロックを利用し、北西側道路より出入口とする計画です。排水について、雨水は新設排水設備を介して北西側の道路側溝へ放流、汚水も新設する排水設備を介して北西側道路の公共下水道へ接続放流させる計画です。

隣接農地所有者、生産組合長および区長から異議なしの意見書が添付されています。

立地基準ですが、第3種農地の該当事項6番に該当します。許可の基準は1番となっております。

整理番号6番について説明を終わります。

議長	地区担当の中部調査会より補足説明があればお願いいたします。
吉田哲委員	17番吉田です。4日の日に現地調査をいたしまして、見たところ、住宅地の中の売れ残った所で、いっぺんに宅地になっとったらしいんですけども、また農地に戻っている場所だそうでございます。住宅地の中にあるということで、何も問題はないということでございました。皆さんのご審議をよろしくお願いします。
議長	ほかに質疑や異議はございませんか。 (異議なしの声あり) 異議なしと認め、質疑を終了します。これより採決に入ります。本案について、原案どおり決することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。 (挙手全員) ありがとうございました。挙手全員、よって本案は可決をいたしました。次に議案集4ページ、整理番号7番を議題とします。それでは事務局に概要を説明させます。
農地係長	議案書の4ページ、整理番号7番について説明します。申請者の住所、氏名および申請地の所在については、議案書記載のとおりです。地目は田3筆、面積は合計で2,433平方メートルです。現況は、水田、休耕地になっております。 目的は、宅地分譲です。所有権移転によるものです。申請の理由および施設等の概要は、議案書記載のとおりです。申請地の位置等については、資料図の23ページをご覧ください。

隣接地の地目などについては、24ページの字図をご覧ください。土地利用計画は、25ページのとおりです。

許可基準ですが、一般基準としまして、転用の確実性について、事業費は全額借入金で、金融機関の融資証明書が添付されています。転用については、許可後、速やかに着手する計画です。

行政関係の手続きについて、団地等造成、開発行為許可申請、法定外公共物（道路）改築許可申請、埋蔵文化財発掘、下水道工事関連の協議がなされております。隣接農地等への影響ですが、最大90センチメートルの盛土を行い、整地し、西および南側にはコンクリートブロックを新設、北側にはL型擁壁を新設、北側道路より出入口とする計画です。排水について、雨水は新設する敷地内道路側溝を介して北側の道路側溝へ流し、汚水も新設する道路の排水設備を介して北側道路の公共下水道へ接続放流させる計画です。

隣接農地所有者、生産組合長および区長から異議なしの意見書が添付されています。

立地基準ですが、第3種農地の該当事項8番に該当します。許可の基準は1番となっております。

整理番号7番について説明を終わります。

議長

地区担当の中部調査会より補足説明があればお願いします。

松本耕一委員

15番松本です。1月4日の日に中部調査会で現地確認を行いました。場所は、〇〇〇〇が南側にあつて、大きな道を

はさんで反対側の所にあります。中部調査会のほうでは何ら問題ないとのことでした。皆様の慎重審議のほどをよろしくをお願いします。

議長 ほかに質疑や異議はございませんか。

（異議なしの声あり）

異議なしと認め、質疑を終了します。これより採決に入ります。本案について、原案どおり決することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

（挙手全員）

ありがとうございました。挙手全員、よって本案は可決をいたしました。次に議案集４ページ、整理番号８番を議題とします。それでは事務局に概要を説明させます。

農地係長 はい。整理番号８番について説明します。申請者の住所、氏名および申請地の所在については、議案書記載のとおりです。地目は畑１筆、面積は１，４０７平方メートルです。現況は、荒廃地になっております。目的は、太陽光発電設備です。所有権移転によるものです。申請の理由および施設等の概要は、議案書記載のとおりです。申請地の位置等については、資料図の２６ページをご覧ください。隣接地の地目などについては、２７ページの字図をご覧ください。土地利用計画は、２８ページのとおりです。

許可基準ですが、一般基準としまして、転用の確実性について、事業費は全額自己資金で、金融機関の預金残高証明書が添付されています。転用については、許可後、速やかに着

手する計画です。

行政関係の手続きについて、団地等造成、埋蔵文化財発掘、下水道工事関連の協議がなされております。隣接農地等への影響ですが、樹木の伐採程度で現状のまま利用し、周囲にはフェンスを設置し、南側道路より出入口とする計画です。排水について、雨水のみで自然地下浸透させる計画です。なお、この資料図の28ページにはついておりませんが、太陽光発電パネルの一番南側のほうに沈砂池を設けて、それまで土水路を設置して、沈砂池で水は地下浸透させる計画になっております。資料図を作る時点ではそこまでなってなかったんですけど、今回指導をさせていただきまして、そういうふうになりました。

隣接農地所有者、生産組合長および区長から異議なしの意見書が添付されています。

立地基準ですが、第2種農地の該当事項6番に該当します。許可の基準は1番となっており、土地の選定理由書が提出されています。

整理番号8番について説明を終わります。

議長 地区担当の中部調査会より補足説明があればお願いします。

松本耕一委員 15番松本です。1月4日の日、中部調査会で現地確認を行いました。場所は、集落を山のほうに上っていった奥の所にあります。下のほうに〇〇〇〇〇が開けているというのが見えるぐらいの位置にあります。先ほども事務局のほうから

説明がありましたように、雨水の心配がありまして、中部調査会のほうでは、その点が改善されれば何ら問題ないとのことでした。皆様の慎重審議のほどをよろしくお願いします。

議長

ほかに質疑や異議はございませんか。

(異議なしの声あり)

異議なしと認め、質疑を終了します。これより採決に入ります。本案について、原案どおり決することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

ありがとうございました。挙手全員、よって本案は可決をいたしました。次に議案集５ページ、整理番号９番を議題とします。それでは事務局に概要を説明させます。

農地係長

はい。整理番号９番について説明します。申請者の住所、氏名および申請地の所在については、議案書記載のとおりです。地目は畑１筆、面積は５５８平方メートルです。現況は、樹木等が植えてあります。目的は、一般住宅です。使用貸借権設定によるものです。申請の理由および施設等の概要は、議案書記載のとおりです。申請地の位置等については、資料図の２９ページをご覧ください。隣接地の地目などについては、３０ページの字図をご覧ください。土地利用計画は、３１ページのとおりです。

許可基準ですが、一般基準としまして、転用の確実性について、事業費は全額借入金で、金融機関の融資事前審査結果通知書が添付されています。転用については、許可後、速や

かに着手する計画です。

行政関係の手続について、埋蔵文化財発掘、下水道工事関連の協議がなされております。隣接農地等への影響ですが、最大31センチメートルの盛土、1.7メートルの切土を行い、整地し、東側は法面保護を行い、コンクリート擁壁を設置、周囲にはコンクリートブロックを新設、東側道路より出入口とする計画です。排水について、雨水は敷地内に新設する集水桝を介して西側の水路に放流、汚水も新設する排水設備を介して北側道路の公共下水道へ接続放流させる計画です。

隣接農地所有者、生産組合長および区長から異議なしの意見書が添付されています。

立地基準ですが、第2種農地の該当事項6番に該当します。許可の基準は1番となっており、土地の選定理由書が提出されています。

整理番号9番について説明を終わります。

議長 地区担当の南部調査会より補足説明があればお願いします。

川添哲也委員 7番川添です。1月4日に現地調査を行いました。(転用事情の詳細) …、そちらのほうに住宅を建てるということで、周囲にはほとんどもう農地らしきものはありません。若干の家庭菜園的な畑はありますけれども、農業上何ら問題ないということ、南部調査会におきましても問題はないということでした。よろしくご審議ください。

議長

ほかに質疑や異議はございませんか。

(異議なしの声あり)

異議なしと認め、質疑を終了します。これより採決に入ります。本案について、原案どおり決することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

ありがとうございました。挙手全員、よって本案は可決をいたしました。次に議案集 5 ページ、整理番号 10 番を議題とします。それでは事務局に概要を説明させます。

農地係長

はい。議案書の 5 ページ、整理番号 10 番について説明します。申請者の住所、氏名および申請地の所在については、議案書記載のとおりです。地目は畑 1 筆、面積は、300 平方メートルです。現況は、休耕地になっております。目的は、一般住宅です。使用貸借権設定によるものです。申請の理由および施設等の概要は、議案書記載のとおりです。申請地の位置等については、資料図の 32 ページをご覧ください。隣接地の地目などについては、33 ページの字図をご覧ください。土地利用計画は、34 ページのとおりです。

許可基準ですが、一般基準としまして、転用の確実性について、事業費は全額借入金で、金融機関の融資事前審査結果通知書が添付されています。転用については、許可後、速やかに着手する計画です。

行政関係の手続きについて、埋蔵文化財発掘、下水道工事関連の協議がなされております。隣接農地等への影響ですが、

最大60センチメートルの盛土を行い、整地し、東側にはL型擁壁で土留めを行い、道路側溝を新設、ほかはコンクリートブロックを新設して、北側を除く周囲にはコンクリートブロックを新設し、北側道路より出入口とする計画です。排水について、雨水は敷地内に新設する雨水浸透枳を介して自然地下浸透させ、汚水も新設する排水設備を介して北側道路の公共下水道へ接続放流させる計画です。

隣接農地所有者、生産組合長および区長から異議なしの意見書が添付されています。

立地基準ですが、第2種農地の該当事項6番に該当します。許可の基準は1番となっており、土地の選定理由書が提出されています。

整理番号10番について説明を終わります。

議長 地区担当の西部調査会より補足説明があればお願いします。

袈裟丸一彦委員 3番袈裟丸です。この場所は、〇〇〇の〇〇〇〇の近くでありまして、この土地自体が大きな畑であります、その一部が今回申請に出ております。これは〇の土地でありまして、〇〇〇〇がここに家を建てるということで申請が上がっております。4日の日に西部調査会で現地を確認いたしました。何ら問題はないだろうということでありました。皆さん方の審議をよろしく願いいたします。

議長 ほかに質疑や異議はございませんか。

(異議なしの声あり)

異議なしと認め、質疑を終了します。これより採決に入ります。本案について、原案どおり決することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

ありがとうございました。挙手全員、よって本案は可決をいたしました。次に議案集 5 ページ、整理番号 11 番を議題とします。それでは事務局に概要を説明させます。

農地係長

はい。整理番号 11 番について説明します。すみませんその前に議案書の修正をお願いします。(修正内容の詳細) …どうも失礼しました。それでは説明に戻ります。申請者の住所、氏名および申請地の所在については、議案書記載のとおりです。地目は畑 1 筆、面積は 3,407 平方メートルです。現況は、荒廃地になっております。目的は、太陽光発電設備です。所有権移転によるものです。申請の理由および施設等の概要は、議案書記載のとおりです。申請地の位置等については、資料図の 35 ページをご覧ください。隣接地の地目などについては、36 ページの字図をご覧ください。土地利用計画は、37 ページのとおりです。

許可基準ですが、一般基準としまして、転用の確実性について、事業費は全額借入金で、金融機関の融資予定証明書が添付されています。転用については、許可後、速やかに着手する計画です。

行政関係の手続きについて、団地等造成、埋蔵文化財発掘、下水道工事関連の協議がなされております。隣接農地等への

影響ですが、伐採、伐根を行い、整地し、周囲にはフェンスを設置して西側道路より出入口とする計画です。排水について、雨水は敷地内に設置する土水路を介して南東側に設置する素掘りの貯水池で地下浸透させる計画です。

隣接農地所有者、区長から異議なしの意見書が添付されています。なお、生産組合長の意見がもらえない旨の経緯書が添付されています。

立地基準ですが、第2種農地の該当事項6番に該当します。許可の基準は1番となっており、土地の選定理由書が提出されています。

整理番号11番について説明を終わります。

議長 地区担当の西部調査会より補足説明があればお願いします。

袈裟丸一彦委員 3番袈裟丸です。これも4日の日に現地を確認いたしました。場所は、小高い丘のようになっておりまして、周りの農地には直接排水等の被害はないかなと思っております。別に皆さん方からの特別な意見はありませんでしたので、審議のほどよろしく願いいたします。

議長 ほかに質疑や異議はございませんか。(松本委員「はい。」)
はい。松本委員。

松本耕一委員 15番松本です。2点ほど質問したいと思います。1つは、この後の審議になってくるとは思いますけど、12、13の議案に関してもですよ、同じ地区の太陽光発電となっております。で、その太陽光パネルが〇〇〇枚ぐらいで3つともあり

農地係・槻木

- 30-

〇〇〇さんとちょっとまた別の会社というふうには聞いております。ここも一体となって太陽光発電になるのかなと、事業がまた出てくるのかなとは思いますが、すみません。ちょっと答えになっているかわからないですけど、よろしいでしょうか。

議長 松本委員。

松本耕一委員 15番松本です。何でそういう質問をしたかというですね、これが土地転がしと似たような感じで、建売分譲と同じような感じで太陽光を運用されているのかなというのを思ったことがあります、この枚数も〇〇〇枚に近いですね。同じ地区で。そういうのを何か売りやすくして、そういうふうに管理されているのかなと、ちょっと自分が思ったところがあったので、先ほどの質問をさせていただきました。以上です。

議長 よろしいですか。ほかに皆さんのほうからご意見ございませんか。

(異議なしの声あり)

異議なしと認め、質疑を終了します。これより採決に入ります。本案について、原案どおり決することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

ありがとうございました。挙手全員、よって本案は可決をいたしました。次に議案集6ページ、整理番号12番を議題とします。それでは事務局に概要を説明させます。

農地係長

はい。整理番号 12 番について説明します。申請者の住所、氏名および申請地の所在については、議案書記載のとおりです。地目は畑 1 筆、面積は 2,633 平方メートルです。現況は、休耕地になっております。目的は、太陽光発電設備です。所有権移転によるものです。申請の理由および施設等の概要は、議案書記載のとおりです。申請地の位置等については、資料図の 38 ページをご覧ください。隣接地の地目などについては、39 ページの字図をご覧ください。土地利用計画は、40 ページのとおりです。

許可基準ですが、一般基準としまして、転用の確実性について、事業費は全額自己資金で、金融機関の預金残高証明書が添付されています。転用については、許可後、速やかに着手する計画です。

行政関係の手続きについて、埋蔵文化財発掘、下水道工事関連の協議がなされております。隣接農地等への影響ですが、整地程度で現状のまま利用し、敷地内には周囲にフェンスを設置、通路を新設し、北側道路より出入口とする計画です。排水について、雨水のみで砂利敷きのため自然地下浸透および越流分は東側水路へ流す計画です。

区長から異議なしの意見書が添付されています。生産組合長、隣接農地所有者の意見がもらえない旨の経緯書が添付されています。

立地基準ですが、第 2 種農地の該当事項 6 番に該当します。許可の基準は 1 番となっており、土地の選定理由書が提出さ

	れています。
	整理番号 1 2 番について説明を終わります。
議長	地区担当の西部調査会より補足説明があればお願いします。
袈裟丸一彦委員	3 番袈裟丸です。この場所は、前回出た申請が丘の上にありましたが、今回は田です。周りが田でありまして、地区の推進委員さんの話等を聞きますと、ちょっと周りの所とうまいところですね、話し合いがいかないような状況があるということは聞いておりますが、申請があっている以上はちょっと私達もその場で協議をしましたが、どうしようもないような状況だったなとは思っております。ちょっと不満もありますが。以上のような状況ですが、皆さん方の審議をよろしくお願いいたします。
議長	ほかに質疑や異議はございませんか。(伊藤委員「はい。」) はい。伊藤委員。
伊藤富幸委員	1 2 番伊藤です。私もここは現地に確認に行ったわけです。ここの現地については、農用地は入っていないわけですかね。
農地係長	農振は除外されております。
伊藤富幸委員	それともう 1 つは、先ほど説明あったように、何か推進委員さんから聞けば、隣接地の方と生産組合長さん、これ一緒にしたいけれども、何かあんまりよろしく話し合いができてないというようなことを聞いております。そこで、農業委員会のほうに転用申請が来るわけですね。その場合現地調査しますよね。そしてその時に、この総会に許可申請というよう

なことで提案されておりますけれども、ちょっとそのへんが
集落のほうとはまだまだ何か完全に解決してない中での議題
がこうして上がるということがどうかなと思います。何かそ
のへん聞いておりますか。

農地係長

はい。この案件がですね、農振除外の時点では、区長さん
達とかそのへんと話がついといったみたいなんですけど、その
後、申請をされるまでの間に、ワイヤーメッシュ関係の問題
とか、そのへんを解決していつてあって、やっと今回出され
るようになったんですけど、（生産組合長および隣接農地所有
者の意見がもらえない旨の詳細）…その状態のやつをこっち
で拒否できるかといったら、ちょっとできないかなと思いま
して。区長さんから同意をもらってあると聞いておりまして、
区長さんはもう生産組合長としては判を押しなさいというふ
うに生産組合長に言われているみたいです。（生産組合長およ
び隣接農地所有者の意見がもらえない旨の詳細）…話し合い
をまた今度連休の最終日にもう1回話をされるということ
で、恐らく生産組合長としての同意はされるのかなとは思っ
ております。ですので、営農上支障がないと判断したもので
すから、こういうふうな状態だったんですけど、受け付けを
した次第でございます。

伊藤富幸委員

実は、現地を見てみたら、何か鳥獣害関係の補助金によっ
て、何かそういうイノシシが入らんようなメッシュの設置が
されておりましたよね。そのへんとの関係はどうなりますか。

農地係長

そのへんは先ほどちょっとお話しさせていただきましたけ

	ど、解決している状況です。まだ張ってありますけど、工事をされる際には別の所に設置されるということは聞いております。
伊藤富幸委員	あと、そしたら、生産組合長さんのお話の中で、何か工事をするために、いや、先ほど解決ついたというようなお話を聞いたけれども、工事のための道路とかあるいは水路、要するに給排水関係、隣の水田のですね、そういうところも何かはつきりできとらんというようなこともちょろっと聞きましたけれども、そのへんはもう大丈夫ですね。
農地係長	この施設配置図を作るにあたって、水路の管理をするための通路とか緑地の場所とか、隣の土地に対して影響がないように、何メートル離して設置するとか、そのへんも検討した上での施設配置図を作られておりますので、うちとしてはそのへんの話はついておると思っております。あとはですね、同意せんの話は長年ずっと事業者は、代行している所は話しに行っておるみたいですので、9日の結果をもってまた報告をする時があれば報告するとは思いますがですね、いずれにしても、その同意がもらえない原因は、〇〇〇〇〇〇〇〇ということで聞いておりますので、それでうちが受けないということはできませんので、今回上げさせていただいた次第でございます。
伊藤富幸委員	はい。わかりました。
議長	それではただいまのでよろしいでしょうか。はい。ほかに質疑や異議はございませんか。

(異議なしの声あり)

異議なしと認め、質疑を終了します。これより採決に入ります。本案について、原案どおり決することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

ありがとうございました。挙手全員、よって本案は可決をいたしました。次に議案集 5 ページ、整理番号 1 3 番を議題とします。それでは事務局に概要を説明させます。

農地係長

はい。議案書は 6 ページをお願いします。6 ページの整理番号 1 3 番を説明させていただきます。申請者の住所、氏名および申請地の所在については、議案書記載のとおりです。地目は田 1 筆、面積は 1, 2 7 8 平方メートルです。現況は、休耕地になっております。目的は、太陽光発電設備です。所有権移転によるものです。申請の理由および施設等の概要は、議案書記載のとおりです。申請地の位置等については、資料図の 4 1 ページをご覧ください。隣接地の地目などについては、4 2 ページの字図をご覧ください。土地利用計画は、4 3 ページのとおりです。

許可基準ですが、一般基準としまして、転用の確実性について、事業費は全額自己資金で、金融機関の預金残高証明書が添付されています。転用については、許可後、速やかに着手する計画です。

行政関係の手続きについて、埋蔵文化財発掘、下水道工事関連の協議がなされております。隣接農地等への影響ですが、

整地程度で現状のまま利用し、周囲にはフェンスを設置し、北側道路より出入口とする計画です。排水について、雨水のみで自然地下浸透および越流分は西側水路へ流す計画です。

区長から異議なしの意見書が添付されています。生産組合長、隣接農地所有者の意見がもらえない旨の経緯書が添付されています。

立地基準ですが、第2種農地の該当事項6番に該当します。許可の基準は1番となっており、土地の選定理由書が提出されています。

整理番号13番について説明を終わります。

議長

地区担当の西部調査会より補足説明があればお願いします。

袈裟丸一彦委員

3番袈裟丸です。この土地が前回と同じ隣接した土地です。水路が真ん中に通っておりまして、それで分かれております。一緒に行った伊藤委員さんのほうからも今いろいろと質問がありましたが、現場に行ってですね、初めてその時推進委員さんのほうから説明を受けるようなものでありまして、私達が全然その内容等がわからなかったものでですね、少しやっぱり現場でちょっともめました。あと特別にどこが悪い、どこがいいじゃありませんが、その説明をですね、農業委員が私達2人とも説明が事前になかったということが、ちょっとどうしても納得ができませんでしたが、一応推進委員さんの持たれておる書類等を見て、それで判断をしたわけでございます。あとは皆さん方の審議をよろしくお願いいたします。

議長	ほかに質疑や異議はございませんか。(三塩委員「はい。」)
	はい。三塩委員。
三塩政廣委員	8 番三塩です。先ほどの案件の時に質問してよかったんですけれども、問題点もいろいろあるようですけれども、この会社については唐津に実績があるんでしょうか。過去に。そういうのがあれば教えていただきたいと思います。
農地係・槻木	県内には実績がありません。もちろん唐津市もないというところで、ただ、〇〇〇の〇〇〇という所で事業を行なわれているようです。
三塩政廣委員	〇〇のほうでは実績があるということですね。そういう過去の経過があるわけですね。
農地係・槻木	はい。
三塩政廣委員	唐津ではない。佐賀県でもないわけですね。
農地係・槻木	ないです。
三塩政廣委員	ない。はい。わかりました。
議長	ほかにご意見ございませんか。
	(異議なしの声あり)
	異議なしと認め、質疑を終了します。これより採決に入ります。本案について、原案どおり決することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。
	(挙手全員)
	ありがとうございました。挙手全員、よって本案は可決をいたしました。次に議案集 7 ページ、議案第 3 号農地法第 4 条の規定による許可申請について整理番号 1 番を議題としま

す。それでは事務局に概要を説明させます。

農地係長

議案書の 7 ページ、整理番号 1 番について説明します。申請者の住所、氏名および申請地の所在については、議案書記載のとおりです。地目は畑 1 筆、面積は、55 平方メートルです。現況は、宅地になっております。目的は、宅地拡張です。申請の理由および施設等の概要は、議案書記載のとおりです。申請地の位置および隣接地の地目等については、資料図の 41 ページから 46 ページをご覧ください。

許可基準ですが、一般基準としまして、転用については、農地法の許可が必要なことを知らずに平成 15 年頃から物置を増設する際に敷地として利用されており、そのことについての始末書が提出されています。

行政関係の手続きについて、下水道工事関連の協議がなされています。排水について、雨水は溜枳を介して既存排水設備を通り、東側の道路側溝へ放流させ、汚水は現状のまま北側道路の公共下水道へ接続放流する計画です。

隣接農地所有者、生産組合長および区長から異議なしの意見書が添付されています。

立地基準ですが、第 1 種農地の該当事項 1 番に該当します。許可の基準は 16 番となっており、土地の選定理由書が提出されています。

整理番号 1 番について説明を終わります。

議長

地区担当の中部調査会より補足説明があればお願いします。

松本耕一委員	15番松本です。1月4日の日、中部調査会で現地を確認しました。場所は、〇〇のほうから〇〇〇〇〇のほうに上っていく〇〇の集落の一番端っこでございます。中部調査会で見に行ったところ、畑の部分は全くなくて、建屋の部分の何か細い所で、もうこれはしょうがないなということで中部調査会のほうではもうこれでお願いしたいと思うところがございます。皆様の慎重審議のほどをよろしく申し上げます。
議長	ほかに質疑や異議はございませんか。(川添委員「はい。」) はい。川添委員。
川添哲也委員	7番川添です。この申請人の方と、これ〇〇さんという亡くなられた人の名義のようではございますけれども、この関係はどういうふうなことでござっておりますか。
農地係・槻木	〇〇さんは〇〇になられます。〇〇さんて方が〇〇〇になられます。
川添哲也委員	こういう場合ですよ、例えば相続はされてないわけでしょ。
農地係・槻木	相続をされる予定であります。
川添哲也委員	予定ということですか。
農地係・槻木	はい。
川添哲也委員	そういう場合、申請は相続する予定ということで4条許可の申請はできるということですね。
農地係・槻木	はい。家系図とか、あと同意書、あと戸籍謄本とかを取っていただくことで申請ができます。
川添哲也委員	わかりました。
議長	ほかにご意見ございませんか。

(異議なしの声あり)

異議なしと認め、質疑を終了します。これより採決に入ります。本案について、原案どおり決することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

ありがとうございました。挙手全員、よって本案は可決をいたしました。次に議案集 8 ページ、議案第 4 号農地法第 3 条の規定による許可申請についてを議題とします。整理番号 1 番から議案集 9 ページ、整理番号 8 番までの 8 件については一括審議としたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(異議なしの声あり)

異議なしと認め、一括審議とします。それでは事務局に概要を説明させます。

農地係長

はい。議案書の 8 ページ、9 ページをご覧ください。今回の案件は、所有権の移転に関する案件のみで、合計で 8 件です。申請人の住所、氏名、申請農地および申請の事由等については、議案書記載のとおりです。お手元の調査書 1 ページから 4 ページをご覧ください。調査書に記載しておりますとおり、農地法第 3 条第 2 項各号に該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。以上で説明を終わります。

議長

それではもう一度議案にお目通し、ご確認をお願いします。

【議案確認】

本案について、質疑や異議はございませんか。

(異議なしの声あり)

異議なしと認め、質疑を終了します。これより採決に入ります。本案について、原案どおり決することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

ありがとうございました。挙手全員、よって本案は可決をいたしました。ここでしばらく休憩とします。約１０分間、３時４５分に会議を再開したいと思います。

~~~~~○~~~~~

１５時３５分 休憩

１５時４５分 再開

~~~~~○~~~~~

議長

それではただいまから会議を再開いたします。議案集１０ページ、議案第５号農業経営基盤強化促進事業による農用地利用集積計画の作成要請について（利用権）を議題とします。整理番号１番から３番を議題とします。この件につきましては、議席番号１３番石川利恵委員が関与するため、議事参与制限に該当します。よって石川委員の退席を求めます。

【石川委員退席】

それでは事務局に概要を説明させます。

振興係長

はい。それでは説明いたします。貸付人、借受人の住所、氏名、申請農地および設定する利用権の内容等については、議案書記載のとおりです。権利の種類は、すべて賃借権の設定です。面積は合計で８，８１９平方メートルです。計画要

| | |
|------|--|
| | <p>請の内容は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。以上で説明を終わります。</p> |
| 議長 | <p>本案について、質疑や異議はございませんか。</p> <p>(異議なしの声あり)</p> <p>異議なしと認め、質疑を終了します。これより採決に入ります。本案について、原案どおり決することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。</p> <p>(挙手全員)</p> <p>ありがとうございました。挙手全員、よって本案は可決をいたしました。ここで石川委員の入室を許可します。</p> <p>【石川委員入室】</p> <p>石川委員にお知らせします。議案集10ページ、整理番号1番から3番につきましては、原案どおり可決しましたのでお知らせします。次に整理番号4番から議案集12ページ、整理番号13番までの10件を議題とします。この10件につきましては一括審議としたいと思いますが、よろしいでしょうか。</p> <p>(異議なしの声あり)</p> <p>異議なしと認め、一括審議とします。それでは事務局に概要を説明させます。</p> |
| 振興係長 | <p>それでは説明いたします。貸付人、借受人の住所、氏名、申請農地および設定する利用権の内容等については、議案書記載のとおりです。権利の種類は、貸借権が9件、使用貸借権が1件です。面積は合計で36,202平方メートルです。</p> |

計画要請の内容は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。以上で説明を終わります。

議長 それではもう一度議案にお目通し、ご確認をお願いします。

【議案確認】

本案について、質疑や異議はございませんか。

(異議なしの声あり)

異議なしと認め、質疑を終了します。これより採決に入ります。本案について、原案どおり決することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

ありがとうございました。挙手全員、よって本案は可決をいたしました。次に議案集13ページ、議案第6号農業経営基盤強化促進事業による農用地利用集積計画（集積計画一括方式）の決定について（利用権）を議題とします。整理番号1番から議案集16ページ、整理番号11番までの11件について、一括審議としたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(異議なしの声あり)

異議なしと認め、一括審議とします。それでは事務局に概要を説明させます。

振興係長 それでは説明いたします。農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、市長より依頼のあった農用地利用集積計画（集積計画一括方式）の決定について回答をするもの

です。この農地中間管理機構が同時に権利の設定等を行なう集積計画一括方式は、農用地の出し手と受け手の調整が整っている案件につきまして、農用地配分計画によらず受け手に権利の設定がなされ、市の集積計画のみで手続きが完了する仕組みとなっております。貸付人、借受人の住所、氏名、申請農地および設定する利用権の内容等については、議案書記載のとおりです。権利の種類は、すべて賃借権の設定です。面積は、合計で28,043平方メートルです。計画の内容は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。以上で説明を終わります。

議長

それではもう一度議案にお目通し、ご確認をお願いします。

【議案確認】

本案について、質疑や異議はございませんか。

(異議なしの声あり)

異議なしと認め、質疑を終了します。これより採決に入ります。本案について、原案どおり決することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

ありがとうございました。挙手全員、よって本案は可決をいたしました。以上をもちまして、議案第1号1件、議案第2号13件、議案第3号1件、議案第4号8件、議案第5号13件、議案第6号11件、計6議案47件は、いずれも原案どおり可決をいたしました。長時間の慎重審議をいただきまして、誠にありがとうございました。

